

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その3)

令和3年(2021年)

目 次

議案第 134 号 鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について…………… 5

議案第 134 号

鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例等
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和3年（2021年）2月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等
の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義に係る規定の整備
を行うものである。

鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和26年3月条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(国民健康保険条例の一部改正)

第2条 鎌倉市国民健康保険条例(昭和34年9月条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

(みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部改正)

第3条 鎌倉市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金条例(令和2年5月条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。